

# 国立大学法人岡山大学大学教員活動評価実施要項

〔平成18年10月25日〕  
学 長 裁 定  
平成19年4月 1日改正  
平成20年4月24日改正  
平成21年3月27日改正

(趣旨)

第1条 この要項は、国立大学法人岡山大学教員活動評価実施規程（平成20年岡大規程第73号。以下「活動評価実施規程」という。）に基づき、教員活動評価の適切な実施に関し、必要な事項を定める。

(評価領域等の設定)

第2条 部局長は、評価領域等を設定するに当たり、次に掲げる事項に配慮する。

## 一 評価領域

活動評価実施規程第5条に定める教育、研究、社会貢献（診療を含む。）及び管理・運営の4領域とする。

## 二 重み

職名、評価領域ごとに設定する。自己裁量による重み付けに配慮する。

## 三 評価実施単位

同一の評価基準等により評価を実施する部局、学科、分野等の組織単位とする。

## 四 評価項目

評価領域ごとの基本的な評価項目は、次に掲げるとおりとする。評価実施単位ごとに定め、特定の評価領域に偏り過ぎないようにする。

### (1) 教育

- ① 学部・大学院教育（授業担当科目、論文指導）
- ② 学生による授業評価
- ③ 教育方法の改善等
- ④ FDへの取り組み
- ⑤ 学生支援
- ⑥ その他

### (2) 研究

- ① 研究発表（学術論文、著書等）
- ② 学会等における研究発表
- ③ 芸術・建築・体育系分野の業績
- ④ 報道機関を通じた研究発表
- ⑤ 外部研究費の導入実績
- ⑥ 発明・工業所有権等の取得状況
- ⑦ 学会賞等の受賞状況
- ⑧ 産学官連携関係
- ⑨ その他

### (3) 社会貢献（診療を含む。）

- ① 公開講座等
- ② 生涯学習支援等
- ③ 国際貢献
- ④ 公的機関審議会、委員会委員等

- ⑤ 病院等における診療活動及び医療支援
- ⑥ その他
- (4) 管理・運営
  - ① 管理職の実績
  - ② 全学的な委員会等及びその他の貢献実績
  - ③ 所属部局等における委員会及びその他の管理・運営への貢献
  - ④ 入試関連業務
  - ⑤ その他

## 五 配点基準及び評価基準

本学の目標及び活動評価実施規程第2条に定める評価の目的に沿うよう配慮するとともに、当該部局の目標、専門分野の特性等を考慮する。

(評価対象期間)

第3条 教員活動評価の評価対象期間は、次に掲げるとおりとするが、評価項目によって変更することができる。

- 一 教育 前年度1年間
- 二 研究 (文系) 過去5年間(暦年)  
(理系) 過去3年間(暦年)
- 三 社会貢献(診療を含む。) 前年度1年間
- 四 管理・運営 前年度1年間

(評価の実施)

第4条 部局長は、評価実施単位ごとに、標準となる「教員活動評価調書」(別紙1)及び「職名別領域の重み」(別紙2)を作成し、所属する全教員に提示する。

- 2 各教員は、毎年度、教員活動評価調査票入力システムに自己の活動状況を入力し、その入力情報に基づき、教員活動評価調書の自己申告欄及び自己アピール(任意記入)欄に記入するとともに、部局長が作成した領域の重みをもとに、自己裁量分の重みを割り振りして各評価領域の重み欄に記入し、当該年度の9月末日までに部局長に提出する。
- 3 部局長は、特別な事情がある場合には、部局長の裁量により、教員と協議の上、重みについて個別に設定を変更することができる。
- 4 部局長は、学部運営、自己アピールなどを参考に、部局長裁量として加点(以下「部局長裁量加点」という。)することができる。ただし、部局長裁量の加点は、各教員の加点合計の10%の範囲内とする。
- 5 部局長は、評価実施単位ごとに、領域別評価及び総合評価を行う。

### 一 領域別評価

領域別評価の段階評価は、配点基準により算出された(加点-減点)の評点に基づき、各部局の求める活動水準に沿って評価実施単位ごとに定めた評価基準により3段階で評価する。

- 3 水準を上回っている
- 2 水準に達している
- 1 改善を要する

### 二 総合評価

総合評価の段階評価は、配点基準により算出された(加点-減点)×重み+部局長裁量加点の評点に基づき、各部局の求める活動水準に沿って評価実施単位ごとに定めた評価基準により4段階で評価する。なお、「4 特に優れている」については、評点によらず部局長が個別に評価することもできるものとする。

- 4 特に優れている
- 3 優れている
- 2 適切である

## 1 問題あり

6 部局長は、各教員に「教員活動評価結果通知・報告書」(別紙3)により領域別評価結果及び総合評価結果を通知する。また、当該部局における評価結果を「教員活動評価結果一覧表」(別紙4)に取りまとめ、教員活動評価結果通知・報告書とともに、当該年度の12月末日までに学長に報告する。

(給与査定)

第5条 給与査定は、部局評価と個人査定のそれぞれの結果を総合したものをもって教員の査定結果とし、個人査定は、部局長が行う第一次査定と学長が行う第二次査定の二段階により実施する。

## 2 部局評価

学長は、岡山大学部局組織目標評価実施要項第5条の規定により実施される部局評価の結果に基づき、昇給及び勤勉手当に係る上位評価の部局配分数を決定するとともに、部局長の給与査定を実施する。

## 3 個人査定

一 部局長が行う第一次査定は、昇給と勤勉手当ごとに査定項目を定め、配点基準により算出された(加点-減点)×重み+部局長裁量加点に基づき、昇給については5段階(A, B, C, D, E)、勤勉手当については4段階(A, B, C, D)の査定を行う。なお、昇給の査定項目は総合評価と同一とする。

二 標準C以上については相対評価査定とし、D及びEは絶対評価査定とする。また、昇給におけるDのレベルを総合評価の1のレベルと同じ基準とする。

三 部局長は、第一次査定の結果を、別に定める方法により学長に報告する。

四 学長が行う第二次査定は、大学運営など総合的な観点から、第一次査定のB以上の中からAを決定するとともに、特に必要と認める場合は、裁量により個別に査定を行うことができる。

4 給与査定の結果は、昇給及び勤勉手当に反映させ、反映時期は次のとおりとする。

一 当該年度の12月期勤勉手当

二 当該年度の1月1日昇給

三 次年度の6月期勤勉手当

(評価結果の説明等)

第6条 部局長は、領域別評価結果及び総合評価結果を各教員にフィードバックする。なお、総合評価の1の教員及びその他必要と認められる教員については、面談を行い評価結果の説明を行うとともに、適切な指導及び助言等によって活動の改善等を促し、活動改善計画書を提出させる。

附 則

この要項は、平成18年10月26日から施行する。

附 則

この要項は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成20年4月24日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成21年4月1日から施行し、改正後の第5条第1項及び第2項の規定は、平成22年度に実施する給与査定から適用する。